

線引きNO、避難の権利を認めさせよう

原発被害者

集団訴訟

第二陣

第10回口頭弁論期日



2017年9月21日(木) 10:30～ 千葉地方裁判所・新館6階601号法廷

今回の裁判のみどころは？

原告本人尋問が実施されます。

午前中に1名、午後に1名、合計2名の原告の方々が、法廷で、お話しします。

本件事故前にどのような生活を送っていたのか、本件事故によりどのような避難生活を余儀なくされたのか、本件事故によりどのような損害を被ったのか、そして原告の方々の現在の心情について、各原告1時間程度、お話しします。

当日のスケジュール

- 10:00 千葉地方裁判所1階ロビー集合
※傍聴席の抽選が行われる予定です。
- 10:30 集団訴訟第2陣第10回口頭弁論開始
@千葉地裁601号法廷
- 16:00頃 報告集会@千葉県弁護士会3階講堂

傍聴に来てください。私たちの声を聴いてください。

原発被害救済千葉県弁護団

〒260-0013 千葉市中央区中央3-4-8 コーノスビル5階 藤井・滝沢総合法律事務所内

TEL:043-222-1831

FAX:043-222-1832

【弁護団HP】

原発被害救済千葉県弁護団

検索

集団訴訟第2陣 これまでの裁判の経緯と今後

原発被害者集団訴訟第2陣とは、2015年6月8日、福島第一原発事故によって千葉県に避難された6世帯20名（※提訴時）の区域外避難者の方が原告となり、国と東京電力にその責任を追及する裁判です。

これまで、合計9回の審理が行われました。この間、弁護団は、主に、①被告国には、本件原発事故を回避するために規制権限を行使すべきであり、規制権限を行使すれば本件原発事故を回避できたにも関わらず、これを怠っており、法律上の賠償責任を負っていること、②区域外避難者である原告の方が本件原発事故により避難したことは合理的であり、被告国と東京電力は、連帯して、原告の方々へ法律上の賠償責任を負っていること、を詳細に主張・立証してきました。

千葉地方裁判所は、今回行われる第10回口頭弁論期日と次回第11回口頭弁論期日において、原告の方々のお話を法廷で聞く（「原告本人尋問」といいます。）ことを決定しました。ただし、弁護団は崎山比早子氏と今中哲二氏より専門家証人として法廷でお話を聞くよう求めておりますが、この点について、裁判所は、専門家証人のお話を聞くか否か、未だ態度を保留しております。

私たちは、この裁判に勝訴し、裁判所が国と東電の法的責任を認めることで、真の原発被害救済と事故の再発防止の実現を目指しております。そのためには、市民の皆様がこの裁判を注視し続けることが不可欠です。どうかお力をお貸しください。

集団訴訟第2陣裁判の目的

裁判所に以下の内容を認めさせ、原告の方々完全かつ早期の賠償を受けることです。

1. 本件原発事故を引き起こした被告国及び被告東京電力による法的責任があること
2. 避難者を区域内・区域外と線引きすること自体がおかしいこと
3. 今回の原発事故で避難されたの方々には等しく避難する権利が認められること、そのうえで、原告の方々の健康面や生活面に対する支援体制の確立を促し、その痛みを国民一人一人が分かち合い、再びこのような悲惨な原発事故による被害や苦痛を生むことのないよう司法による救済を求めます。

今後の裁判の日程

2017年11月9日（木）午前10時30分
第11回口頭弁論期日@千葉地方裁判所 601号法廷

2018年1月18日（木）午前10時30分
第12回口頭弁論期日@千葉地方裁判所 601号法廷

千葉地方裁判所の場所

